

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等

区 分	公 務 員 (正規職員)			
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)
全 体	30 人	47.6 歳	338,709 円	350,806 円
清掃職員	13 人	45.6 歳	348,449 円	365,265 円
学校給食	8 人	47.3 歳	321,894 円	324,569 円
その他	9 人	50.5 歳	339,587 円	353,242 円

※「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

<参考>

民間従業員データ（平成17年～19年の3か年平均）

職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.6 歳	299,700 円
調理士	44.4 歳	267,200 円

※ 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用しているが、経験年齢、業務内容、雇用形態等（パートやアルバイトも対象）の点で完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

(平成20年4月1日現在)

	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	合計
	未満	～ 23 歳	～ 27 歳	～ 31 歳	～ 35 歳	～ 39 歳	～ 43 歳	～ 47 歳	～ 51 歳	～ 55 歳	～ 59 歳	
全 体	人 —	人 —	人 —	人 2	人 1	人 2	人 6	人 4	人 4	人 4	人 7	人 30
清掃職員	—	—	—	—	1	1	3	4	2	2	—	13
学校給食	—	—	—	2	—	—	1	—	1	1	3	8
その他	—	—	—	—	—	1	2	—	1	1	4	9

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（一）適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
犬猫等死体処理手当	犬、猫等の死体を自ら手を下して処理した者	1件につき350円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成15年度から退職不補充としており、現在、新規の採用は行っていない。

給与面に関しては、国、県、県内他市の動向を注視し、行政職給料表（二）の導入等も含め、今後職員組合と協議していく。

3 具体的な取組内容

平成14年度に技能労務職員に係る特殊勤務手当である汚物処理作業手当、特殊作業用自動車等運転手当の廃止を行った。

現在、試行している勤務評定制度を本格導入し、昇給に反映させる予定である。

4 その他

技能労務職員は退職不補充の方針であるため、学校給食業務、ごみ収集業務等（現在一部民間委託）の民間委託について、可能なところから推進していく。

また、技能労務職員の事務職への職種転換等も併せて検討する。これらにより、技能労務職員の定員削減を図る。

※ この取組方針は、平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号で、総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）から通知のありました「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定したものである。